

## 北但行政事務組合職員職名規則

〔平成 7 年 3 月 31 日〕  
規則 第 4 号

改正 平成 7 年 11 月 1 日規則第 37 号 平成 8 年 4 月 1 日規則第 6 の 1 号  
平成 15 年 3 月 20 日規則第 2 号 平成 17 年 3 月 18 日規則第 5 号  
平成 19 年 4 月 1 日規則第 4 号 平成 20 年 3 月 31 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北但行政事務組合職員定数条例(平成 7 年条例第 11 号)第 2 条に規定する職員の職名に関し必要な事項を定めるものとする。

(職の区分)

第 2 条 職員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 行政職員
- (2) 技能労務職員
- (3) 嘱託

(行政職員の職名)

第 3 条 行政職員の職種は、事務局長、次長、課長、参事、課長補佐、主幹、係長、主査、主任、主事、技師とする。

(技能労務職員の職名)

第 4 条 技能労務職員の職種は、次のとおりとする。

- (1) 技能職員  
班長、副班長、運転員
- (2) 労務職員  
班長、副班長、作業員、用務員

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、職名に関し法令その他特別の定めがあるもの及び職務の性質上必要があると認められるものについては、別に職名を併せ用いることができる。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 11 月 1 日規則第 37 号)

この規則は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日規則第 6 の 1 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 20 日規則第 2 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 18 日規則第 5 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 4 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。